に規定する審査基準日が、定期の一般競争（指名競争）参加資格の申請にあっては平成21年６月30日以降のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の申請にあっては申請をする日の１年７ヶ月前の日以降のものに限る（再審査を含む平成20年４月１日付で改正された基準による経営事項審査の総合評定値通知を受けていること。）。

※建設業法改正（平成16年３月１日施行）に伴い、経営事項審査の総合評価値（Ｐ点）が任意申請となりましたが、当社の入札参加資格審査ではＰ点が必要

②　業態調書

③　更新の者については前回の資格決定通知書の写し

④　国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３、その３の２、その３の３のいずれか）の写し

⑤　受付票（建設工事）

ただし、１⑯の道路清掃のみ希望する申請者は、次の書類とする。

上記の②～⑤の書類に加え、

・申請者が法人であるときは、登記事項証明書の写し
・工事経歴書
・一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前２カ年の営業年度に係る財務諸表類
・技術職員名簿
・社会性等の状況を示す資料

１⑯の道路清掃以外の工種と１⑯の道路清掃を併せて希望する申請者は、次の書類とする。

上記の①～⑤の書類に加え、

・工事経歴書

〔建設共同企業体の場合〕

①　建設共同企業体協定書（甲型又は乙型）

②　構成員全員の平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格決定通知書の写し

③　構成員全員の印鑑証明書（ただし、申請書提出日前３ヶ月以内のものとし、当社で確認後返却する。）

④　更新の者については前回の資格決定通知書の写し

⑤　受付票（建設共同企業体）

〔測量・建設コンサルタント等の場合〕

①　法律上、営業に関する資格を必要とする業種について申請するときは、その資格を証明する書面の写し

②　更新の者については前回の資格決定通知書の写し

③　国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３、その３の２、その３の３のいずれか）の写し

④　受付票（測量・建設コンサルタント等）

⑤　測量等実績調書

⑥　技術者経歴書

⑦　申請者が法人であるときは、登記事項証明書の写し

⑧　直前１ヶ年の営業年度に係る財務諸表類

［注］

申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって、⑤～⑧に掲げる書類又はそれに準ずる書類に代えることができる。

ａ　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）第２条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）建設コンサルタント登録規程第７条に規定する現況報告書の写し

ｂ　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第718号）第２条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）地質調査業登録規程第７条に規定する現況報告書の写し

ｃ　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年９月21日建設省告示第1341号）第２条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）補償コンサルタント登録規程第７条に規定する現況報告書の写し

⑷　申請書の提出先及び提出方法　申請者は、申請書及び添付書類を郵送により提出すること。この場合、平成23年１月21日（金）消印有効（建設共同企業体は平成23年３月10日（木）必着又は23年３月11日（金）午後４時までに持参。）。

提出場所　阪神高速道路株式会社経理部契約課　郵便番号541―0056 大阪市中央区久太郎町４丁目１番３号　電話番号06―6252―8121

申請書類を提出する際は、既製の個別フォルダー（建設工事については緑色、建設共同企業体については黄色、測量・建設コンサルタント等については水色）に綴じて提出すること。

⑸　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

②　申請書及び添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

５　競争に参加することができない者　競争に参加することができない者は、次の⑴～⑹に掲げる者とする。

⑴　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被補佐人、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

⑵　建設業法第３条の規定による許可その他の法令の定めにより営業に関し資格を必要とする業種について、その資格を有しない者

⑶　審査の日前２年以内において次の①～⑥の一に該当すると認められる者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）

①　契約の履行に当たり、故意に工事等を粗雑にし、又は工事等の材料の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④　監督又は検査の実施に当たり、当社社員の職務の執行を妨げた者

⑤　正当な理由がなく契約を履行しなかった者

⑥　①～⑤のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑷　⑶に該当する者を入札又は見積もりの代理人として使用する者

⑸　経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑹　４⑴の申請書又は４⑶の添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

６　競争参加者の資格及びその審査

⑴　資格の認定　５の競争に参加することができない者は、一般競争（指名競争）参加資格がないものと認定する。

申請者が建設共同企業体の場合については、共同企業体取扱要領第４及び第７の要件を満たさないときは、一般競争（指名競争）参加資格がないものと認定し、同要件を満たすときは、同参加資格があるものと認定する。

なお、共同企業体取扱要領は４⑷に掲げる場所で公表している。

⑵　資格の審査

〔建設工事の場合〕

一般競争（指名競争）参加資格があると認定される者（建設共同企業体を含む。）についての競争参加資格の審査は、下記のＡ客観的事項（１⑯の道路清掃については客観的事項に準じた事項）及びＢ主観的事項について、次の①～④の順序に従って行う。

①　客観的事項については、客観点数を付与し、主観的事項については、主観点数を付与する。この点数の算定方法については、４⑷に掲げる場所で公表している。

②　客観点数に主観点数を加えて総合点数を算定する。

③　各工種ごとに総合点数の高得点順（同点の場合は年間平均完成工事高の順、年間平均完成工事高が同額の場合は自己資本額の順とする。）に順位を設定する。

④　１に掲げる工種のうち、土木、橋梁（メタル）、舗装、電気、塗装、建築については各工種ごとに、総合点数の高得点順に契約予定金額に対応する等級とその等級における順位を設定する。

Ａ　客観的事項

１）一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた告示第一の一の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は３年の各事業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高